ハ　この省令の公布の日から起算して五年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、九年後の日）までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合（へに該当する場合を除く。）　認定を受けた日からこの省令の公布の日までの期間に十九年（この場合において、当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合　二十三年）を加えた期間

ニ　当該認定発電設備について、この省令の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあっては、この省令の公布の日から起算して五年九ヶ月後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合　認定を受けた日からこの省令の公布の日までの期間に五年九ヶ月を加えた期間

ホ　当該認定発電設備について、この省令の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあっては、この省令の公布の日から起算して五年九ヶ月後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合　認定を受けた日からこの省令の公布の日までの期間に八年九ヶ月を加えた期間

ヘ　当該認定発電設備について、この省令の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあっては、この省令の公布の日から起算して五年九ヶ月後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合　認定を受けた日からこの省令の公布の日までの期間に十九年九ヶ月を加えた期間

**○国土交通省令第九十七号**

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第二条第一項第一号の国土交通省令で定めるもの）<br>**第一条**　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　漁業権（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第一項に規定する漁業権をいう。）その他の権利を有する者に対する損失（東京湾横断道路建設事業者（法第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者をいう。以下同じ。）の行つた東京湾横断道路の新設に関する工事又はその準備行為（次号において「東京湾横断道路建設事業者の行つた工事等」という。）に起因して新たに生じたものを除く。）の補償<br>二・三　（略） | （法第二条第一項第一号の国土交通省令で定めるもの）<br>**第一条**　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　漁業権（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権をいう。）その他の権利を有する者に対する損失（東京湾横断道路建設事業者（法第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者をいう。以下同じ。）の行つた東京湾横断道路の新設に関する工事又はその準備行為（次号において「東京湾横断道路建設事業者の行つた工事等」という。）に起因して新たに生じたものを除く。）の補償<br>二・三　（略） |

**附　則**

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。